

健長第4376号
令和3年2月12日

各高齢者福祉施設管理者 殿

山梨県知事 長崎 幸太郎



新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく
協力要請について（依頼）

日頃から、本県の高齢者福祉施策の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、1月8日から2月28日までの間、感染拡大防止対策への協力を要請しているところですが、今般の感染状況や特措法の改正などを踏まえ、これまで継続してきた特措法第24条第9項に基づく休業の協力要請は終了することとし、改めて、2月13日から4月30日までを実施期間として、別添のとおり、感染拡大防止への協力を要請いたします。

また、これに伴い、これまで感染拡大防止対策の徹底のため実施してきた休業協力要請対象施設における個別解除の仕組みをグリーン・ゾーン認証制度に移行することといたしました。

つきましては、引き続き、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、感染症防止対策の徹底の要請に対し、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

福祉保健部健康長寿推進課
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1
e-mail : chouju@pref.yamanashi.lg.jp
FAX : 055-223-1469
・介護サービス振興担当
TEL : 055 (223) 1455
・介護基盤整備担当
TEL : 055 (223) 1451

新型コロナウイルス感染拡大防止への協力要請について

感染拡大防止を図るため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）第24条第9項に基づき、2月13日から4月30日までの間、次に掲げる感染拡大防止対策への協力を要請します。

なお、今回の協力要請の期間や内容については、今後の感染状況等により変更する場合があります。

令和3年2月12日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 山梨県民の皆様へ

- (1) 日常生活を営むに当たり、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの基本的な感染対策を徹底するとともに、十分な換気に配慮するよう要請します。
- (2) 人混みへの外出、密閉・密集・密接の「三つの密」のある場への外出、基本的な感染防止対策が行われてない施設の利用を自粛するよう要請します。
- (3) 令和3年3月7日まで、やむを得ない事情がある場合を除き、緊急事態宣言の対象区域となる特定都道府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県）への移動を自粛するよう要請します。

あわせて、特定都道府県以外への移動についても、移動先の感染状況を踏まえて慎重な判断を行うよう要請します。

やむを得ない事情で移動する場合においても、大人数での会食や不特定多数の人が集まる場への参加など、感染リスクの高い行動を自粛するよう要請します。

また、特定都道府県における特措法第45条第1項に基づく移動自粛の要請を踏まえ、特定都道府県の在住者に対しては、やむを得ない事情がある場合を除き、本県へ来訪しないよう要請します。

- (4) 基本的な感染防止対策が行われていない大人数での会食については、自粛するよう要請します。

会食に際しては、基本的な感染防止対策が行われていない施設の利用は避け、事業者が行う感染防止対策が山梨県が示す基準に適合しているものとして認証する制度（以下「やまなしグリーン・ゾーン認証制度」という。）により認証を受けた施設（休業等の協力要請の個別解除からやまなしグリーン・ゾーン認証制度へ移行中の施設を含む。）を利用するとともに、当該施設が定める感染防止ルールを厳守するよう要請します。

- (5) スマートフォンを活用して感染者と接触した可能性がわかる接触確認アプリ（略称：COCOA）の利用を進めるよう要請します。

2 事業者の皆様へ

- (1) 適切な感染防止対策の徹底を要請する別紙1に掲げる施設の管理者に対しては、速やかにやまなしグリーン・ゾーン認証を受けるよう要請します。
- (2) 全ての施設・事業所等において、別紙2に示す適切な感染防止対策に加え、国において示された業種別のガイドラインに基づく適切な感染防止対策を講ずるよう要請します。
また、在宅勤務（テレワーク）や時差出勤など、人との接触を低減する取り組みを行うよう要請します。
- (3) イベント等の開催については、県が別途示す目安のとおりとし、感染拡大のリスクへの対応が整わない場合には中止又は延期するよう要請します。

3 市町村長の皆様へ

市町村の区域内の住民及び事業者に対し、基本的な感染防止対策の徹底を呼びかけるとともに、次の事項を実施するよう要請します。

- ① 市町村の区域内の住民に対し、基本的な感染防止対策が行われてない施設の利用自粛を呼びかけること。
特に、会食に際しては、やまなしグリーン・ゾーン認証制度により山梨県が感染防止対策を認証した施設（休業等の協力要請の個別解除からやまなしグリーン・ゾーン認証制度へ移行中の施設を含む。）の利用とともに、当該施設が定める感染防止ルールの厳守を求めること。
- ② 山梨県と協働して、市町村の区域内に所在するやまなしグリーン・ゾーン認証制度の対象施設の管理者に対し、認証を受けるよう働きかけること。

別紙1 適切な感染防止対策の徹底を要請する施設

施設の種類
(ア) 劇場等
(イ) 集会・展示施設
(ウ) 大規模集客施設及びそれに類すると認められる施設 ※ 生活必需物資の小売関係等以外の店舗や、生活必需サービス以外のサービスを提供する施設（観光施設等を含む。）で、床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
(エ) 宿泊施設
(オ) 運動施設（屋内）
(カ) 遊技施設
(キ) 遊興施設
(ク) 学習塾等 ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
(ケ) 飲食店等

別紙2 適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員等の検温・体調確認を行い、発熱や風邪症状^(※)がある従業員等の出勤を停止 <p style="text-align: center;">※ 例えば、平熱より1度以上高い発熱、軽度であっても咳や喉の痛み、嘔吐・下痢等の症状</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者の検温・体調確認を行い、発熱や風邪症状^(※)がある来訪者の入場を制限
3つの「密」 (密閉・密集・密接)の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保(約2m間隔の確保)
	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な換気を行う (可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)
	<ul style="list-style-type: none"> ・密集する会議の中止 (対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
飛沫感染、接触感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員等のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者のマスク着用、入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内の定期的な消毒
移動時における感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ラッシュ対策 (時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)
	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の出勤数の制限 (テレワーク等による在宅勤務の実施等)
	<ul style="list-style-type: none"> ・出張の抑制(電話会議やビデオ会議などを活用)、来訪者数の制限

施設におけるイベント等の開催の目安

令和3年2月12日

1 イベント等の開催の目安について

- (1) 収容定員が設定されているイベント等の人数については、必要な感染防止対策が担保される場合（下記2（1））には、次に掲げる人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とし、それ以外の場合には、人数上限5,000人以下かつ収容定員の半分程度を限度とする。

また、参加者が1,000人を超えるものについては、施設管理者又はイベント等の主催者は、あらかじめ山梨県の確認を受けること。

ア 人数上限の目安

人数の上限は、5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方とする。

イ 収容率の目安

収容率の上限は、大声での歓声等がないことを前提としうる場合（下記2（2））については100%とし、大声での声援等が想定される場合等については、参加者の位置が固定され入退場時や区域内の適切な行動確保ができるものは、異なるグループ又は個人間では1席空けること（このため、同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はなく、結果として、参加人員は収容定員の50%を超えることもありうる。）。

- (2) 収容定員が設定されていないイベント等については、人と人との適切な距離を確保することとし、大声での歓声等がないことを前提としうるものにあっては密が発生しない程度の間隔、それ以外のものにあっては十分な人と人との間隔（1m）を確保すること。
- (3) 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるイベント等や参加者の把握が困難なイベント等については、中止を含めて慎重に検討することとし、開催する場合には十分な人と人との間隔（1m）を設けること。

地域で行われる盆踊り等、全国的又は人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、適切な感染防止策を講ずるとともに、接触確認アプリ（COCOA）の活用や参加者の連絡先等の把握を徹底すること。

2 必要な感染防止対策が担保される場合等の要件について

(1) 必要な感染防止対策が担保される場合について

上記1 (1) の必要な感染防止対策が担保される場合とは、次に掲げる要件を満たすものとして、施設管理者及びイベント等の主催者の双方において確認された場合とする。

ア 徹底した感染防止等

①マスク常時着用の担保

- ・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求めることができる体制整備
- ・マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク 100%を担保

②大声抑止の担保

- ・大声を出す者がいた場合に、個別に注意等ができる体制整備
- ・演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2 m）
- ・スポーツイベント等でラッパ等の鳴り物を禁止し、個別に注意等ができる体制整備

イ 基本的な感染防止等

①手洗奨励

- ・こまめな手洗いの奨励

②消毒徹底

- ・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒

③換気

- ・法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気

④密集の回避

- ・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避

⑤身体的距離の確保

- ・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1 m）空ける。
- ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2 m確保
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とは触れ合わない程度の間隔）

⑥食事の制限

- ・食事用に感染防止策を行ったエリア以外での食事の制限
- ・休憩時間中及びイベント等の前後の食事による感染防止の徹底
- ・過度な飲酒の自粛
- ・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。（発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気、連絡先の把握、食事時間の短縮を行う場合に限り、食事可）

- ⑦参加者の制限
 - ・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置等（ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要）
- ⑧参加者の把握
 - ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握
 - ・接触確認アプリ（COCOA）の奨励
- ⑨演者の行動管理
 - ・有症状者は出演・練習を控える
 - ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる
 - ・合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
- ⑩催物前後の行動管理
 - ・イベント等の前後の感染防止（交通機関・飲食店等の分散利用）の注意喚起
- ⑪ガイドライン遵守の旨の公表
 - ・主催者及び施設管理者が、各業界団体等が作成する感染拡大予防ガイドライン又は国において示された業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

ウ イベント等の開催の共通の前提

○入退場やエリア内の行動管理

- ・広域的なこと等により入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討

(2) 大声での歓声等がないことを前提としうる場合の要件について

上記1（1）イの大声での歓声等がないことを前提としうるイベント等とは、施設管理者において次の全てを満たすことが確認された場合とする。

ア これまでの当該イベント等の出演者等による類似のイベント等の開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し又は歌唱する等の実態がみられていないこと。開催実績がない場合、類似の出演者によるこれまでのイベント等に照らし、観客が歓声、声援等を発し又は歌唱することが見込まれないこと。

イ これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用も含め、個別の参加者に対して感染防止対策の徹底（上記2（1））が行われること。

ウ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策が業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドライン（国において示された業種別のガイドライン）に盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されること。

(参考1)

イベント等の開催の目安

※全てのイベント等において感染防止対策を実施していただくことが前提となります

1. 収容定員が設定されている場合

①人数上限と②収容率上限のいずれか小さい方

区分 (収容人員)	感染防止対策の徹底が担保 ※施設管理者・イベント主催者の双方で確認				感染防止対策の徹底が担保 されない ※施設管理者・イベント主催者の双方で確認		
	大声での声援等なし ※施設管理者が確認		大声での声援等あり ※施設管理者が確認		①人数上限	②収容率上限	
	①人数上限	②収容率上限	①人数上限	②収容率上限			
10,000人超	収容人数の 50%	5,000人	100%	収容人数の 50%	50% ※席がある場合:異なる グループ等の中で1 席空けることとし、この 場合は収容定員の 50%を超えることもあ りうる。	5,000人	50%
5,000超~10,000以下				5,000人			
1,000超~5,000以下				5,000人			
1,000人以下							

※1,000人超のイベント等は、県が感染防止対策徹底の担保状況を確認

2. 収容定員が設定されていない場合

区分 (収容人員)	開催の目安	
	大声での声援等なし	大声での声援等あり
設定なし	密が発生しない程度の間隔	十分な間隔(1m)

3. 地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等

(参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができないイベント)

区分	開催の目安
① 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるもの／参加者の把握が困難なもの	中止を含めて慎重な検討を促す 十分な間隔(1m)の維持が困難な場合は開催について慎重に判断
② 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるもの	適切な感染防止策の徹底、COCOA活用や参加者の連絡先等の把握

(参考2) 各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの(想定されるものの例)

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例	大声での歓声・声援等が想定されるものの例
音楽	音楽
クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート	ロックコンサート、ポップコンサート 等
演劇等	スポーツイベント
現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等	サッカー、野球、大相撲 等
舞踊	公営競技
バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等	競馬、競輪、競艇、オートレース
伝統芸能	公演
雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等	キャラクターショー、親子会公演 等
芸能・演芸	ライブハウス・ナイトクラブ
講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
公演・式典	※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用
各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等	
展示会	
各種展示会、商談会、各種ショー	
※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用	

(注) ・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
 ・イベント中(休憩時間やイベント前後を含む。)の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。